審　査　基　準

平成 28 年 7 月 5 日作成

法　　令　　名：火薬類取締法
根　拠　条　項：第２４条第１項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第２４条第１項・第２項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）、同第５０条の２（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第３条第２項・第３項、同第９条第１項（輸入の許可の申請）、同第１３条（申請及び届出の手続）
審　査　基　準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先： 申請書は、陸揚地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理係 （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：